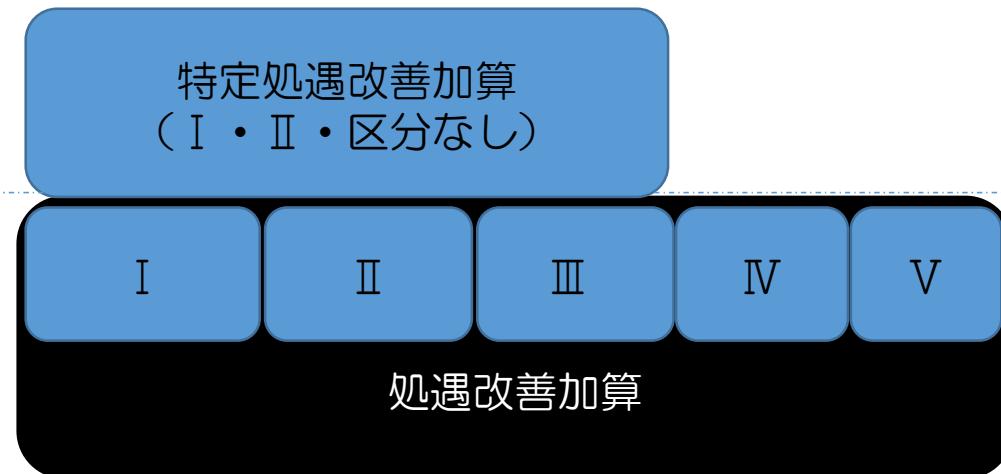


特定待遇改善加算のイメージ



■ 特定加算

賃金改善対象職種は福祉・介護職員を含むあらゆる職種に可能性がある。

■ 現行加算

賃金改善対象職種は福祉・介護職限定

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障がい福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員に限定

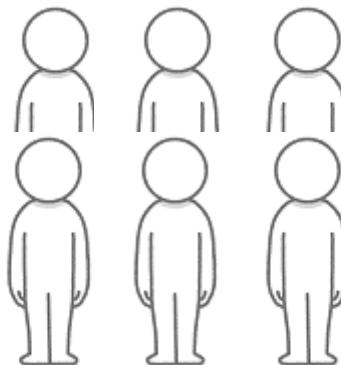
特定待遇改善加算は待遇改善加算の一類型ではなく、現行化加算(I)、(II)、(III)を取得している事業所について、さらに待遇の向上を目指すものです。（上乗せして算定できます。）

《算定のための要件》

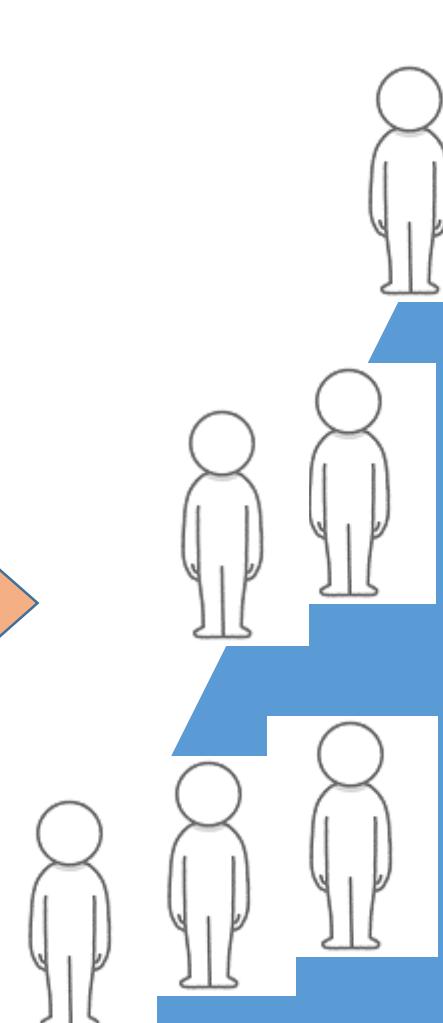
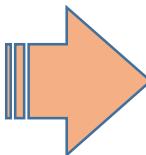
- ① 配置等要件 … 福祉専門職員配置等加算を算定していること（※）
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算)
- ② 現行加算要件 … 現行加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
- ③ 職場環境等要件 … 複数の取組を区分ごとに1つ以上実施し、その内容を全ての職員に周知していること。
- ④ 見える化要件 … 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
- ①～④の全ての要件を満たす → 特定加算(I)の取得可能
②～④の要件を満たす → 特定加算(II)の取得可能
- ※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては 配置等要件がないため、特定加算の区分は1つとなります。（＝「区分なし」）



賃金改善の対象となるグループ分けのイメージ



事業所の全従業者を
Group 1～3に
分ける



届出単位は、事業所単位のほか法人単位でも可能です。
法人単位で届出する場合は、加算対象事業所の全従業者を
Group1からGroup3に分類してください。

➡ 配分条件aを満たす従業者の数は事業所数に応じて必要です！

Group1 【経験・技能のある障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年以上
 - ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員
 - ・心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

Group2 【他の障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年未満の
福祉・介護職員、心理指導担当職員、サビ管、児発管、
サ責
- ◎ キャリア10年以上の資格を持たない福祉・介護職員

Group3 【その他の職種】

- ◎ グループ1・2に属さないすべての職種
管理者、医療職（医師、看護職員、OT、PT、ST）、
運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員 など

賃金改善の対象となるグループ分けの変更特例

※ 変更特例を適用する職員がいる場合は、別紙様式2添付資料4の提出が必要です。

2段階UPは
できません

Group1【経験・技能のある障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年以上の
 - ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員
 - ・心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

Group2【他の障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年未満の
福祉・介護職員、心理指導担当職員、サビ管、児発管、
サ責
- ◎ キャリア10年以上の資格を持たない福祉・介護職員

Group3【その他の職種】

- ◎ グループ1・2に属さないすべての職種
管理者、医療職（医師、看護職員、OT、PT、ST）、
運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員 など

《 Group2からGroup1》

- ◎ 研修等で専門的な技術を身につけた
勤続10年以上の職員
(例示：厚生労働省資料P15の表4)

《 Group 3からGroup 2》

- ◎ サービス種別ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に貢献している職員
(例示：厚生労働省資料P15の表5)

Group3の職員のうち賃金改善前の賃金額がすでに年額440万円を超えている場合は変更できません

配分方法の例

Group 1

平均賃金改善額
 $((450+350) - (378+254)) / 1.8\text{人} = 93.3\text{万円}$

条件b : G1の平均賃金改善額が
 G2の2倍以上なので
 クリア

サービス管理責任者 1.0人
 (勤続11年)

生活支援員 0.8人
 (勤続10年、介護福祉士)

常勤換算
 人数1.8人



どちらか1人
 いればOK

平均改善月額 6万円/月
 改善前賃金 378万円/年
 改善後賃金 450万円/年

平均改善月額 8万円/月
 改善前賃金 254万円/年
 改善後賃金 350万円/年
 → 常勤換算割戻後 437.5万円/年

条件a : G1のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均8万円以上又は
 改善後の賃金年額440万円以上であること
 ※ すでに賃金年額が440万円以上の者がいる場合はこの条件はクリア

Group 2

生活支援員 1.0人
 (勤続4年)

生活支援員 0.5人
 (勤続1年)

常勤換算
 人数1.5人



改善前賃金 380万円/年
 改善後賃金 420万円/年

改善前賃金 190万円/年
 改善後賃金 200万円/年

看護師 1.0人
 (勤続4年)

管理者 1.0人
 (勤続5年)

常勤換算人数3.1人
 実人数4人



年額440万円を超
 えているので改善
 対象にはできま
 せん！
 ただし、平均時の
 母数には算入可

運転手 0.3人
 (勤続7年)



事務員 0.8人
 (勤続5年)



G3だけは実
 人数による平
 均も可能！

改善前賃金
 450万円/年

改善前賃金 380万円/年
 改善後賃金 440万円/年

改善前賃金 105万円/年
 改善後賃金 130万円/年

改善前賃金 255万円/年
 改善後賃金 280万円/年

条件c : G2の平均賃金改善額が G3の2倍以上ではないが、
 G3の平均賃金額がG2の平均賃金額を上回って
 いないのでクリア

平均賃金改善額

常勤換算 $((450 + 440 + 130 + 280) - (450 + 380 + 105 + 255)) / 3.1\text{人} = 35.5\text{万円}$
 実人数 $((450 + 440 + 130 + 280) - (450 + 380 + 105 + 255)) / 4\text{人} = 27.5\text{万円}$

改善後の平均賃金額

常勤換算 $(450 + 440 + 130 + 280) / 3.1\text{人} = 419.4\text{万円}$
 実人数 $(450 + 440 + 130 + 280) / 4\text{人} = 325\text{万円}$



条件d : G3の賃金改善後の賃金見込額が全員年額
 440万円を上回っていないのでクリア